

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年3月6日（平成29年（行情）諮問第79号）

答申日：平成29年9月6日（平成29年度（行情）答申第210号）

事件名：教師に対する児童生徒からの暴力行為が記載されている文書（平成27年度）の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成27年度 教師に対する児童生徒からの暴力行為が記載されている文書」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の調査票」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月13日付け27受文科初第2869号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、以下のとおりである。

##### （1）異議申立ての趣旨

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

##### （2）異議申立ての理由

開示請求人は、具体的な事例の開示請求をした。統計の数値ではない。統計数値を開示することにより、被調査者との信頼関係が損なわれることはない。

ホームページで公開されている部分は、開示することができる。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 文書の特定について

本件請求文書の開示請求につき、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の調査票」（本件対象文書）を特定した。

なお、異議申立人が異議申立て時において主張する「具体的な事例」が記載されている文書であれば、文部科学省において保存されているもので

はない。

## 2 不開示情報該当性について

本件請求文書に対しては、平成27年度に文部科学省が取得した「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に関する調査票が対象となるが、この調査は統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査であり、総務大臣の承認を受けて行われる（統計法19条1項）ものである。

この調査で得られた調査票情報については、「国の機関」が「行う事務又は事業に関する情報」に当たり、調査実施者自らがこれを公にすることになると、教育委員会等の被調査者と調査実施者との間の信頼関係が損なわれ、その後の調査の協力を得ることが困難となり、その結果、統計調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」といえ、法5条6号に該当する。

## 3 原処分にあつたの考え方について

以上のことから、本件対象文書は法5条6号に該当するため、原処分の決定を行ったところであり、異議申立人の請求は理由がない。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 同年8月1日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年9月4日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を法5条6号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

異議申立人は、特定すべき文書が、本件対象文書の外にもあるとし、また、その全部を不開示とした本件対象文書は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

### 2 特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件請求文書の対象として本件対象文書を特定した経緯について改めて確認させたところ、諮問

庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 文部科学省では、児童生徒の問題行動等について、今後の生徒指導施策推進の参考とするため、例年、各都道府県教育委員会等に対し、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を実施し、その調査結果を取りまとめ、公表している。

平成27年度調査の内容は、学校における①暴力行為の状況、②いじめの状況、③長期欠席の状況、④中途退学者数等の状況、⑤自殺の状況、⑥出席停止の状況及び⑦教育相談の状況等に大別され、さらに、①暴力行為の状況の詳細項目として、(a)暴力行為の発生学校数等、(b)対教師暴力の状況、(c)生徒間暴力の状況、(d)対人暴力の状況、(e)器物損壊の状況、(f)学年・男女別加害児童生徒数、(g)加害児童生徒に対する学校の措置別人数及び(h)加害児童生徒に対する関係機関の措置別人数がある。

異議申立人からの行政文書開示請求書の記載内容から、特定すべき文書として、①(b)対教師暴力の状況のみが対象になり得ると考え、平成27年度に取得した「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の調査票」を特定することとした。

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の調査票」における対教師暴力の状況については、暴力行為の発生が学校の管理下か、又は学校の管理下以外かを区別した上で、学校種（小学校・中学校・高等学校）ごと及び国公立私立ごとに発生学校数、発生件数、加害児童生徒数、被害教師数等のデータを、また、都道府県ごとには発生件数のデータのみを公表している。

イ 一方、文部科学省では、児童生徒をめぐる重大事件や自殺等の事実関係を把握するため、各都道府県教育委員会等に対し、児童生徒をめぐる重大事件や自殺等が発生した場合ごとに「児童生徒の事件等報告書」を提出するよう依頼している。

しかしながら、教師に対する児童生徒からの暴力行為は、その報告の対象とはなっていないことから、通常、都道府県教育委員会等から文部科学省に対して、児童生徒の対教師暴力の報告がなされる仕組みとはなっておらず、また実際にも報告されていない。

ウ 異議申立人は、異議申立書（上記第2）において、統計的なデータではなく具体的な事例についての開示請求を行った旨主張しているが、上記イの説明のとおり、児童生徒の対教師暴力行為の具体的な事例は、文部科学省に報告されておらず、文部科学省では、これに関連する文書を保有していない。

児童生徒の対教師暴力行為の具体的な事例を記載した文書について、念のため、文部科学省内の書庫・ロッカー等を探索したが、該当する

文書の存在は確認できなかった。

- (2) 児童生徒の対教師暴力行為の具体的な事例は、文部科学省に報告されておらず、これに関連する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点は見当たらず、また、これを覆す事情も認められないことから、文部科学省において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書を不開示とした理由等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書である「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の調査票」は、各都道府県の国立学校、公立学校、私立学校及び株式会社立学校ごとに取りまとめられたものであり、対教師暴力の状況について、「学校の管理下」又は「学校の管理下以外」に区別した上で、学校種（小学校・中学校・高等学校）ごとに発生学校数、発生件数、加害児童生徒数、被害教師数が記載されている。文部科学省では、これらの調査票に記載されたデータを集計し、上記2(1)ア記載のとおり、学校種ごと及び国公立立ごとの発生学校数、発生件数、加害児童生徒数、被害教師数及び都道府県ごとの発生件数を公表しているが、本件対象文書に記載された個別のデータの公表はしていない。

イ 本件対象文書は、上記ア記載のとおり、各都道府県の国立学校、公立学校、私立学校及び株式会社立学校ごとに、それぞれ学校種ごとの個別のデータが記載されており、本件対象文書を公にすると、とりわけ学校数の少ない国立学校及び株式会社立学校等については、対教師暴力の発生した学校名が特定される可能性があり、その場合、当該学校が生徒指導上の問題を抱えていることが明らかとなって、信用の低下を招くおそれがある。

ウ したがって、このような生徒指導上の機微な情報が記載されている本件対象文書を、統計調査の目的に使用する以外に、法により開示すると、調査実施者である文部科学省と被調査者である各教育委員会等との信頼関係が損なわれ、その後の統計調査への協力を得ることが困難となり、その結果、文部科学省の行う統計調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- (2) 本件対象文書には、各都道府県の国立学校、公立学校、私立学校及び株式会社立学校ごとに、それぞれ学校種ごとの対教師暴力の発生学校数、発生件数、加害児童生徒数、被害教師数が記載されており、このような生徒指導上の機微な情報を公にすると、調査実施者である文部科学省と

被調査者である各教育委員会等との信頼関係が損なわれ、統計調査事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとする上記（１）の諮問庁の説明は、これを否定し難い。

したがって、本件対象文書は法５条６号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

４ 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

５ 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その全部を法５条６号に該当するとして不開示とした決定については、文部科学省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第５部会）

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司